

不登校支援のための奈良県ネットワーク型フレキシスクール（試行）運営要領

奈良県教育委員会

本県において年間の出席日数が10日以下の中学生の数は、調査開始の平成27年度の136人から令和3年度の243人と急増しており、全国的にも課題となっている。このため、県教育委員会では、オンラインを中心としたネットワーク型の柔軟な教育システムによる新たな学びの場として、不登校支援のための奈良県ネットワーク型フレキシスクール（以下「不登校支援ならネット」という）が必要と考え、県PTA協議会と共同で試行的に運営する。

不登校支援ならネットには、奈良県中学校校長会、奈良教育大学、ベネッセコーポレーションに協力機関として参画していただく。奈良県中学校校長会は入校のための支援、奈良教育大学は学生による学習等支援、ベネッセコーポレーションはミライシードやテトルによる学習支援等を行うこととしている。

1 主要な目的について

県教育委員会は、生徒・教員間のオンラインによるネットワークを確立し、市町村教育委員会の設置する適応指導教室にも参加できない生徒のセーフティネットの役割を果たすとともに、令和6年度に設置する県立山辺高等学校通信制等への高校進学を支援する。

県PTA協議会は、保護者間のネットワークを確立し、ベネッセコーポレーションのミライシード（学習ソフト）とテトル（保護者連絡サービス）についての効果を検証する。

2 入校生徒について

前年度の登校日数が、年間10日程度の中学生等を対象とし、在籍校の校長と相談の上決定する。

3 運営期間について

令和5年6月1日から令和7年3月31日まで

4 学校運営について

学校運営については、県立教育研究所教育支援部が中心となってあたる。

(1) スクールマネージャーの配置

スクールマネージャーは市町村教育委員会や在籍校との連携を図り、運営委員会等を開催する。

(2) 担任の配置

5市（大和高田市、橿原市、桜井市、生駒市、葛城市）の拠点となる中学校及び教育研究所教育支援部支援・相談係（5市以外）に配置する。なお、担任は教科指導を広域で担当する。

(3) 対面による教育活動

学習指導や学校行事を対面で行う場合、教育研究所を中心に実施する。

(4) 教育相談

生徒、保護者の教育相談等は教育研究所教育支援部が行う。

5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は教育研究所教育支援部が別に定める。

附則 この要領は令和5年4月1日から実施する。